

島根原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS-68
提出年月日	2023年8月24日

島根原子力発電所2号炉

添付2の消防チームによる消火要員と

添付3の自衛消防隊の関係について

2023年 8月
中国電力株式会社

1. 消防チームによる消火要員と自衛消防隊について

「添付2 火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」の「1. 2 要員の配置」には，消火要員として以下のとおり配置することを記載している。

1. 2 要員の配置

- (1) 課長（保守管理）は，火災の発生により災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，必要な要員を配置する。
- (2) 課長（技術）は，火災の発生により原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，第107条（原子力防災組織）に定める必要な要員を配置する。
- (3) 課長（保守管理）は，上記体制以外の通常時および火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。

イ. 消火要員

連絡責任者，運転員，自衛消防隊長，消防チームによる消火要員として，10名以上を発電所に常駐させる。

この記載は，平成19年に発生した新潟県中越沖地震時の変圧器火災に鑑み規定した下記の「旧第17条地震・火災発生時の対応」の記載を踏襲したものとなっている。

2. 初期消火活動のための体制の整備として，次の措置を講じる。

- (2) 課長（保守管理）は，初期消火活動を行う要員として，10名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに，この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。

また，新規制基準対応として，「添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」には，下記のとおり，火災発生時の初期消火活動に対応するための自衛消防隊について記載することとしている。

- a. 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため，発電所内に緊急時対策要員31名，2号運転員7名，火災発生時の初期消火活動に対応するための自衛消防隊7名の合計45名を確保する。

2. 運転員、消防チーム等による消火要員と火災発生時の初期消火活動に対応するための自衛消防隊の関係について

両者の関係は下表のとおり整理され、運転員、消防チーム等による消火要員は一般火災発生時（プラント内および事務建物等の火災）に備えた体制であり運転員が含まれるため10名以上となり、一方、重大事故等（以下「SA」という。）・大規模損壊発生時には、運転員が航空機衝突などで損耗していない場合は同様な体制となるが、損耗している場合においても火災発生時の初期消火活動に対応するための自衛消防隊は7名の体制となり、保安規定要求では必要最低人数7名となる。

【保安規定における添付2：消防チーム等による消火要員と添付3自衛消防隊の関係】

（休日夜間の体制の例）

一般火災対応			SA／大規模損壊時火災対応（運転員損耗）		
保安規定記載	人数	説明	保安規定記載	人数	説明
①運転員	1	通報連絡者 （当直長）	①緊急時対策要員	1	連絡責任者
	2	初期消火活動 （運転員）			
②緊急時対策要員	1	連絡責任者	②緊急時対策要員 （復旧班）	6	大型送水ポンプ車や放水砲による泡消火（航空機衝突時など）
③消防チーム等による消火要員（自衛消防隊の一部）	1	現場指揮本部 （自衛消防隊長）	③火災発生時の初期消火活動に対応するための自衛消防隊（自衛消防隊の一部）	1	現場指揮本部 （自衛消防隊長）
	6	消火活動 （消防チーム）		6	消火活動 （消防チーム）
④誘導員	1	公設消防の案内等 （警備員）	④誘導員	1	公設消防の案内等 （警備員）
①、②、③、④の要員が10名以上			③の要員が7名（運転員以外で構成）		

以上